

第 27 回参議院議員通常選挙に伴う在外投票の実施について（予定）

令和 7 年 6 月 24 日

第 27 回参議院議員通常選挙に伴う在外投票が以下のとおり実施されます。在外選挙人証をお持ちの方は、「在外公館等投票」、「郵便等投票」、「日本国内における投票」のうちいずれかを選択して投票してください。

1 選挙の日程（予定）

- ・ 公示日 : 令和 7 年 7 月 3 日（木）
- ・ 在外公館等投票開始日 : 令和 7 年 7 月 4 日（金）
- ・ 日本国内の投票日 : 令和 7 年 7 月 20 日（日）

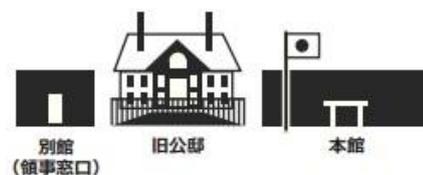
2 各投票方法について

在外公館等投票

投票期間 : 令和 7 年 7 月 4 日（金）から 7 月 13 日（日）まで（予定）

投票時間 : 09 : 30～17 : 00

投票場所 : 在アメリカ合衆国日本国大使館・旧公邸（周辺地図は[こちら](#)）
(2520 Massachusetts Avenue NW, Washington D.C. 20008)



投票に必要なもの : (1) 在外選挙人証 (2) パスポート等の写真付き身分証明書

<ご来場案内>

●車でお越しの方

当館駐車スペースのご利用を希望される方は、まず当館本館の正面玄関前（国旗が目印）に一旦駐車し、警備員へ「Overseas Voting のために来館した」旨を伝え、在外選挙人証をご提示ください。車両検査を行った上で駐車スペースをご案内します。

※在外選挙人証を持参し、在外公館投票を目的として来館される場合に限り、駐車場の予約は不要です。

●徒歩でお越しの方

当館本館と別館の間に位置する旧公邸のゲートに直接お越しの上、在外選挙人証を警備員にご提示ください。

※タクシーやライドシェア（ウーバー等）をご利用の場合は、大使館手前で降車いただき徒歩にて入構してください。

郵便等投票

郵便等投票をされる方は、登録先の市区町村選挙管理委員会委員長に対して投票用紙等を請求の上、投票してください。具体的な手続、日程等の詳細については、[外務省ホームページ](#)を参照いただくとともに、登録先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

郵便等投票の手続には一定の時間がかかりますので御注意ください。なお、郵便等投票のため

の投票用紙等の交付を受けた後でも、在外選挙人証を提示し、交付済みの投票用紙等を返還することにより、在外公館等投票に変更することができます。

日本国内における投票

在外選挙期間中に一時帰国する場合や、帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後3か月間）は、登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した投票所等で、在外選挙人証を提示して投票することができます。詳細については、[外務省ホームページ](#)を参照いただくとともに、登録先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

3 選挙公報・候補者情報

- ・ 公示後、選挙公報が各選挙管理委員会のホームページに掲載されます。
- ・ 候補者情報については、公示日以降に総務省ホームページから確認してください。